

改正後				現 行			
項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄	項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄
3-2. 特定短期社債の発行等に関する事項	法 148 条 一・二	(略)		3-2. 特定短期社債の発行等に関する事項	法 148 条 一・二	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	同号ハ <u>規則 77 条</u>	(c) 資産流動化計画において、特定短期社債の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められているか。			同号ハ <u>規則 77 条</u> 二	(c) 資産流動化計画において、特定短期社債の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められているか。	
	(削る)	(削る)	(削る)		<u>規則 77 条</u> <u>二イ</u>	(d) <u>規則 18 条 7 号ロの場合であって、取得する資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、発行を予定する特定短期社債について指定格付機関（当該特定短期社債の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。）から金融庁長官の指定する格付を取得しているか。</u>	
(削る)	(削る)	(削る)		<u>規則 77 条</u> <u>二ロ</u>	(e) <u>上記(d)以外の場合で、信用補完が講じられているか、又は発行を予定する特定短期社債について指定格付機関（当該特定短期社債の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。）から金融庁長官の指定する格付を取得しているか。</u>		

改正後				現 行			
項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄	項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄
4. 特定約束手形の発行に関する事項	法 205 条	(略)		4. 特定約束手形の発行に関する事項	法 205 条	(略)	
	—	(略)			—	(略)	
	同号ハ 規則 91 条	(c) 資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められているか。			同号ハ 規則 91 条 二	(c) 資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められているか。	
	(削る)	(削る)	(削る)		規則 91 条 二イ	(d) 規則 18 条 7 号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、発行を予定する特定約束手形について指定格付機関（当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。）から金融庁長官の指定する格付を取得しているか。	
(削る)	(削る)	(削る)		規則 91 条 二ロ	(e) 上記 (d) 以外の場合で、信用補完が講じられているか、又は発行を予定する特定約束手形について指定格付機関（当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。）から金融庁長官の指定する格付を取得しているか。		